

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

大分県人事委員会

人委第 800 号
令和3年10月4日

大分県議会議長 御手洗 吉生 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会

委員長 石井 久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和3年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,159人であり、その平均年齢は42.9歳、性別構成比は男性60.2%、女性39.8%、学歴別構成比は大学卒84.6%、短大卒4.0%、高校卒11.3%、中学卒0.1%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,290人であり、その平均年齢は41.9歳、性別構成比は男性68.2%、女性31.8%、学歴別構成比は大学卒73.3%、短大卒5.2%、高校卒21.5%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)、教育職(二)及び特定任期付職員の9種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額349,126円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は376,424円となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の381の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した138の事業所を対象に「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する4,879人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、民間事業所における直近1年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で26.2%、高校卒で22.7%となっており、初任給の平均額は、大学卒で195,259円、高校卒で161,725円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は20.0%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は19.1%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	20.0	19.1	0.9	60.0
課長級	19.3	14.6	0.9	65.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.2%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は14.9%、減額となっている事業所の割合は6.7%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	90.4	87.2	14.9	6.7	65.6	3.2	9.6
課長級	75.6	72.3	12.9	3.2	56.2	3.3	24.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均78円(0.02%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
356,516円	356,438円	78円 (0.02%)

- (注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。
2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額 of 4.31月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給を0.14月分上回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	310,240 円
	上半期 (A2)	315,139
特別給の支給額	下半期 (B1)	655,130 円
	上半期 (B2)	693,434
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	2.11 月分
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.20
	年間	4.31 月分

- (注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年4月に比べ0.4%及び0.3%低下している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ144,500円、152,490円、160,480円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査(令和2年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.3となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定等

(1) 月例給及び特別給

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均78円(0.02%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.14月分上回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差等を踏まえ、国家公務員の月例給については改定を行わない旨報告するとともに、特別給については支給月数を引き下げる

よう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差等並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給について改定を行わず、特別給（期末手当・勤勉手当）について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする必要がある。

また、支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては6月期及び12月期における期末手当が均等になるように支給月数を定める必要がある。

なお、再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げる必要がある。

(2) その他の事項

ア 本年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が成立し、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳へ引き上げられ、これに伴い給与制度等についても所要の措置が講じられることとなった。これに併せて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）も成立し、国家公務員と同様に役職定年制など定年引上げに伴う措置が講じられることとなった。

本県においては、定年の引上げに伴う給与制度について、地方公務員法の趣旨に則り、国及び他の都道府県の動向等に留意しながら適切に対応する必要がある。

イ 人事院が本年の報告等において別記のとおり示した育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当に係る在職期間等の取扱いについては、国及び他の都道府県の動向等に留意しながら対応する必要がある。

ウ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び住居手当の最高支給限度額については、引き続き、職員の実態や他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体は、急速な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の大幅な減少など、社会構造の大きな変化によって生じる課題や、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響による日常生活の大きな変化に直面している。現下の厳しい社会経済情勢においては、複雑化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、適切な行政運営を行っていくことが強く求められており、その果たすべき役割は一層大きくなっている。

このような中、将来にわたって行政サービスの質を高く維持し、更に向上させるとともに、感染症を契機とした「新たな日常」に対応するには、新しい働き方や新技術の活用及び行政のデジタル化を加速させるための環境整備に併せて、人材をマネジメントするという視点に立って、人材育成の取組を総合的に進めていくことが必要である。加えて、全ての職員が持てる能力を十分に発揮できるよう、引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の取組を推進していくことが極めて重要となる。

任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代にかなった人事施策の策定・推進に取り組んでいくことが肝要である。

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、平成28年4月から、人材育成の観点も踏まえ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として人事評価を活用することにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価した上で、個々の職員のモチベーションを高め、組織全体の活性化につなげていくため、評価結果を任用や給与等に十分に活用することを通じ、人材育成につなげていくことが重要である。あわせて、人事評価制度を適正に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、評価者研修の充実などに取り組んでいくことが必要である。

なお、男女を問わず育児や介護等の事情を抱えた職員が増加していることに加え、「新たな日常」においては、長時間労働の是正や育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が必要とされている。このような中、管理監督者をはじめ職員の意識改革をより一層進めるとともに、能力・実績の評

価に当たっては、勤務時間の長短にとらわれず、職員として求められる能力や姿勢などに照らして人事評価制度を的確に運用することが求められる。

また、国では、本年3月の「人事評価の改善に向けた有識者検討会」（内閣人事局）の報告書で示された、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための評語区分の細分化などの改善策を受けて、人事評価制度の改正に向けた検討が行われている。本県においても、今後、定年引上げに伴う職員構成の変化等による影響が考えられる中、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためにも、その状況に留意し、検討していくことが必要である。

本委員会としても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き、任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

複雑化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有し、変化する社会に対応できる多様で有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、本県職員採用試験の受験者数は、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体等との競合等を背景に減少が続いており、技術系職種を中心として人材の確保が極めて厳しい状況にある。

本委員会では、任命権者と連携して、ホームページやSNSなどによる情報発信の強化や県職員採用募集ガイダンス等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えるとともに、民間を志望している優秀な人材が受験しやすいように試験内容を変更した特別枠試験の実施や、試験日程の前倒しなどを行い、受験者数の増加につなげているところである。

しかしながら、依然として、特に技術系職種における受験者の確保等の課題もあり、引き続き、優れた資質・能力を持った人材を幅広く積極的に確保するため、県職員への志望意欲の喚起や採用試験の見直しなどに取り組んでいくこととする。

障がい者雇用については、令和元年度の障がい者を対象とした採用選考試験から、障がいの種類や程度による制限を撤廃し、身体障がい者に加えて知的障がい者及び精神障がい者も受験可能とするほか、年齢制限の緩和等を行ったところである。また、教育委員会においては、特別支援学校卒業生のトライアル雇用等の取組に加え、昨年度から障がい者を県立学校等の会計年度任用職員として採用し、新た

な職務と活躍の場を創出するなどの取組を進めているところである。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）を踏まえ、任命権者においては、昨年4月に「大分県障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員一人ひとりが、障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、取組を進めることとしている。

任命権者においては、「大分県障がい者活躍推進計画」や「障がい者雇用率日本一」を目指す県の方針等を踏まえ、障がい者雇用に係る取組について検証し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。とりわけ、障がいのある職員が個々の能力を活かし、意欲を持って働くことのできる職場環境の整備が必要である。

イ 政策県庁を担う人材の育成

長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県版地方創生の着実な推進に向けては、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる政策県庁の実現が重要である。

任命権者においては、職員本人の適性や多様な働き方に対応したキャリア形成を支援する観点を踏まえた人材育成に取り組んでいる。引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（OJT）と大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れての研修（Off-JT）に加え、感染症への対応を契機として広がったWEBを活用した研修を適切に組み合わせながら、職員が意欲を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。さらに、管理監督者には、職員との人事評価面談等の機会を捉え、職員一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行いながら、育成の方向性やキャリア形成について話し合うなど、人材育成における自らの責務や役割を認識させることが必要である。

職員においても、将来のキャリアプランをイメージしつつ目標を設定し、時代に応じた専門知識や課題解決能力などを向上させるため、主体的に日々の業務や研修等に取り組むことが重要である。

また、現在、「新たな日常」の原動力としても、デジタル技術の活用により社会全体を変革していくデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められている。

本県では、「大分県DX推進戦略」を今年度中に策定予定であり、職員においても、大きく変わる世の中にあわせ、職員自身の意識やスキルを時代に応じて転換していくことが必要である。そのため、今年度、知事部局の全職員をはじめ、他の任

命権者の事務系業務に従事する職員を対象に、DXの推進に必要なスキルを習得するための研修を行っているところであり、今後も引き続きDXを推進するための人材育成に取り組むことが重要である。

ウ 女性職員の活躍推進

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、任命権者において策定している「大分県女性職員活躍推進行動計画」の前期計画（H28～R2年度）では、女性の登用に係る数値目標等が設定されており、知事部局における令和2年度の実績では、管理職の女性割合については目標の10%に対して8.9%（H28年度：7.5%）、班総括等の女性割合については目標の13%に対して11.8%（H28年度：9.5%）と年々割合が高まっているものの目標達成には至っていない状況となっている。

本年3月に策定した後期計画（R3～R7年度）においては、女性職員の更なる登用拡大を目指して前期計画より管理職における女性割合等の目標数値を引き上げるとともに、男性の家庭生活（育児・家事等）への参画をより一層後押しするための取組を加え、男女が共に活躍できる職場環境づくりを推進している。

今後も、行動計画に沿って、女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援と計画的な人材育成を更に積極的に行うことが必要である。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

社会全体においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）に基づき、長時間労働の是正等を着実に進めるとともに、感染症への対応を契機として広がったテレワーク等の新たな働き方やワーク・ライフ・バランスへの取組の流れを活かし、時間や場所にとらわれず、より効率的で成果が的確に評価される働き方の実現に向け、取組を加速させることが求められている。

本県においても、行政ニーズが複雑化・多様化する中、限られた職員数で課題に的確かつ効率的に対応するため、行政のデジタル化を加速していくとともに、育児・介護等の事情を抱えた職員を含めた全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮し、生き生きと働くことができるよう勤務環境の整備を行い、働き方の見直しを進めることが重要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲を

持って生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から、最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

時間外勤務の縮減については、任命権者において、長時間労働の是正に向けた職員行動指針を策定するとともに、勤務時間管理システムやタイムレコーダーを活用した時間外勤務の適正管理や、柔軟な働き方を推進するためのテレワークや時差通勤制度の推奨、サテライト・オフィスの活用などの取組が進められている。一方、民間企業や国、他の地方公共団体においては、民間労働法制の改正や感染症への対応を契機とした新しい働き方が広がってきており、長時間労働の是正に向けた取組が更に加速することが想定され、本県においてもより一層、実効性ある取組を推進することにより働き方改革を後押しすることが強く求められている。

このため、任命権者においては、業務量の削減や事務事業の見直しに加え、本年2月に策定した「第3次大分県電子県庁高度化指針」に沿って行政のデジタル化等による業務の効率化に取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置や、労働時間の長さよりも業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境づくりに強い姿勢を持って取り組むことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、日頃から職員と気軽にコミュニケーションを取り合える関係づくりに努め、職員が相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。また、常に職員への目配り・気配りを行いながら職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう、業務の平準化に努めることが必要である。とりわけ、所属長は自らが働き方改革の先頭に立って、業務の削減や効率化に取り組むなど職場におけるマネジメントに一層努め、時間外勤務の縮減とともに、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組むことが必要である。

職員においては、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、常に業務改善の意識を持って、計画的な時間配分に努めながら、効率的・効果的に業務を遂行することが求められる。

今後ともそれぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に一丸となって不断の努力をしていくことが重要である。

なお、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が昨年は12日1時間で、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「大分県特定事業主行動計画（第4期）」に掲げる15日の目標には及んでいない状況にある。任命権者においては、年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努めることが必要である。

本委員会としても、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び令和元年12月における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号、以下「給特法」という。）の一部改正の趣旨に則り、労働基準監督機関としての役割を適切に果たす必要があることから、時間外勤務命令の上限に係る運用状況等を把握するため、引き続き、事業所実態調査を適切に実施するなど、長時間労働の是正に向けた取組を進めていく。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

国は、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員が厳しい勤務実態にある中、学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月に給特法の一部改正を行い、業務量の適切な管理など教育委員会が講ずべき措置に関する指針を文部科学大臣が定めるものとすることや、長期休業期間中における休日のまとめ取りを可能とするための一年単位の変形労働時間制について定めた。この法改正を受けて、昨年1月に文部科学省が発出した指針においては、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として、勤務時間管理の対象とすることや、時間外在校等時間の上限時間を月45時間以内、年間360時間以内とすること、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることなどを求めている。

本県においては、給特法の改正等を踏まえ、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）の一部改正を行い、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定めるとともに、一年単位の変形労働時間制を適用するための条例改正等を行ったところである。

学校における働き方改革を後押しするため、任命権者においては、マネジメント能力を高める研修の充実はもとより、管理職とともに「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に掲げる取組の実施状況を把握した上で、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化等を行うことが必要である。さらには、「チーム学校」の推進や適切な部活動の運営及びICTの活用による業務改善などの教職員の負担軽減に係る取組について、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら、積極的に取り組んでいくことが必要である。

ウ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護の事情を抱えた職員が意欲を持って職務に従事

し、能力を最大限に発揮できるよう、職場全体において、仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進め、育児休業や部分休業などの両立支援に係る制度が適正に活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点からも重要である。

本県においては、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度、在宅勤務制度等、多様な両立支援制度が導入されており、本年3月には、男性の家庭生活（育児・家事等）への参画をより一層後押しするための取組を踏まえた「大分県女性職員活躍推進行動計画（後期計画）」を策定するとともに、「大分県特定事業主行動計画（第4期）」を一部改訂し、男性職員の育児休業取得率を令和3年度から100%（教育委員会：30%）とする目標に取り組んでいるところである。なお、令和2年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局等で28.1%、教育委員会で2.7%、警察本部で0.9%となっており、目標には及んでいない状況にある。

人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、本年8月に、別記のとおり国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行い、あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇の新設などの休暇・休業等に関する措置を一体的に講じるとしたところである。本県においても、関係法令の改正や他の地方公共団体の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要である。

任命権者においては、所属長にマネジメント力を発揮させることにより子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、より一層、男性職員の育児休業に係る取得促進などの取組を進めていくことが必要である。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、さらに職場全体で支援する勤務環境づくりに努めることが必要である。

エ 会計年度任用職員の勤務環境の整備

昨年4月から、会計年度任用職員の任用等について整備する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づき、本県においても会計年度任用職員制度の運用が開始されている中、人事院は、本年8月に別記のと

おり、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和及び配偶者出産休暇の新設等について意見の申出等を行ったところである。

任命権者においては、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう、引き続き、国や他の地方公共団体の非常勤職員等との権衡に留意しながら、適正な任用・勤務条件等を確保することが重要である。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。

定期健康診断の結果をみると、知事部局、教育庁及び県立学校の職員においては、50歳台職員の有所見（「要経過観察」以上）率の割合が90%を超えていることに加え、20歳台職員の有所見率も45%から60%程度で推移しており、若年層にも配慮したセルフケア力の強化と職場における支援体制を充実させることが、ますます重要になっている。

また、本年4月における精神疾患による病気休職者は、知事部局では昨年の14名から18名へと増加し、学校現場では昨年の35名から23名へと減少している。任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析をそれぞれ詳細に行い、より一層、職員のストレスマネジメント力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

とりわけ、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、職員の勤務実態を把握し、やむを得ず長時間勤務を行った者に対しては、産業医による面談や業務の見直しなど適切な措置を講ずることが必要である。特に、感染症対策に従事している職員については長時間勤務となっており、十分な配慮が必要である。

なお、職員の疲労蓄積を防止するための勤務時間制度の弾力化については、職員の健康確保や柔軟な働き方の観点から、国や他の地方公共団体における検討状況に留意することが必要である。

また、衛生委員会等を活用し、長時間労働や健康管理対策など幅広く議論すること

で、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全や健康の確保に努めることが必要である。

本委員会としても、平成30年における労働安全衛生法令の改正趣旨等を踏まえ、任命権者と連携しながら、労働安全衛生に関する取組を進めていく。

(5) ハラスメントの防止

職場のハラスメント（性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動を含めたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等）は、ハラスメントを受ける職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与えるなど人権に関わる許されない行為であり、さらには、職員の能力発揮を妨げ、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる行為であることから、職員の利益と職場環境を保護する観点から防止されなければならないものである。

とりわけ、パワー・ハラスメントについては、令和元年6月における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、事業主に対しパワー・ハラスメント防止のための雇管理上の措置義務等が求められることとなった。

国家公務員においては、昨年4月に人事院規則を制定し、パワー・ハラスメントの防止等のための各省各庁の長の責務等について規定している。また、本県においても、昨年6月に「大分県職員ハラスメント防止要綱」を改正し、パワー・ハラスメント防止に向けた対策を強化したところである。

任命権者においては、民間企業や国等の動向も踏まえながら、様々なハラスメントの防止について、研修等を通じた積極的な周知啓発や相談に適切に対応できる体制の整備など、引き続き、発生の予防・迅速で適切な措置・再発防止のための取組を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていくことが必要である。

(6) 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用等

急速な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。さらに、公務においては複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、知識、技術及び経験等の豊富な高齢層職員を最大限に活かすことが必要とさ

れている。

また、地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされているところ、国では、本年6月に、国家公務員の定年年齢の段階的な65歳への引上げ及びこれに伴う措置を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

あわせて、国家公務員と同様に、定年引上げに関する措置を講ずる内容の地方公務員法の一部を改正する法律についても成立したところである。

任命権者においては、国の検討状況等や本県の実情を踏まえ、定年の引上げが円滑に行われるよう必要な準備を進めていくとともに、職員のモチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び長年培ってきた経験を活かすことができるよう、引き続き、採用から退職に至るまでの人事管理に取り組むことが重要である。

(7) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要があるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、より一層、職場での指導や研修などを通じて、職員へ法令遵守及び服務規律の保持の徹底を図ることが必要である。

また、職員においては、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ公平な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は近年頻発する自然災害への突発的な対応業務に加え、新型コロナウイルス感染症の対応業務にも精力的に従事するとともに、常日頃から県民中心の県政を基軸とした「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告等の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職俸給表(-)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

【公務員人事管理に関する報告】

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充

実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の^あかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む^あ隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組

織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

【国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出】

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
 - ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
 - ③ 産前休暇・産後休暇の有給化
- エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア 特定管理職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

イ 特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

イ 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

令和3年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 職員の扶養親族数別人員	25
第10表 管理職手当の支給状況	25
第11表 住居手当の支給状況	25
第12表 通勤方法	26
第13表 通勤手当の支給状況	27
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第15表 交通用具利用者の通勤距離別人員	30
第16表 単身赴任手当の支給状況	32
第17表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	35
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第21表 民間における初任給の改定状況	48
第22表 民間における家族手当の支給状況	48
第23表 民間における在宅勤務手当の支給状況	49
第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49

3 生計費及び労働経済関係

令和3年4月の標準生計費算定方法	50
第25表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	50
第26表 労働経済指標	51

1 職員給与関係

令和3年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和3年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

令和3年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,159人	9,120人	6,039人	12,828人	605人	1,719人	7人	42.9歳	20.5年
行政職	4,290	2,925	1,365	3,143	223	923	1	41.9	19.9
研究職	230	177	53	227	3			40.5	17.5
医療職(一)	14	10	4	14				51.0	27.4
医療職(二)	175	86	89	155	20			41.2	18.1
海事職	36	34	2	12	12	6	6	46.0	25.1
公安職	2,039	1,832	207	1,283	18	738		38.4	16.9
教育職(一)	2,648	1,533	1,115	2,540	56	52		46.3	23.4
教育職(二)	5,725	2,521	3,204	5,452	273			43.9	21.0
特定任期付職員	2	2		2				54.4	2.0

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(第7表を除く。)
 2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である。
 3 任期付研究員は在職していない。
 4 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0%	60.2%	39.8%	84.6%	4.0%	11.3%	0.1%
行政職	100.0	68.2	31.8	73.3	5.2	21.5	0.0
研究職	100.0	77.0	23.0	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	71.4	28.6	100.0			
医療職(二)	100.0	49.1	50.9	88.6	11.4		
海事職	100.0	94.4	5.6	33.3	33.3	16.7	16.7
公安職	100.0	89.8	10.2	62.9	0.9	36.2	
教育職(一)	100.0	57.9	42.1	95.9	2.1	2.0	
教育職(二)	100.0	44.0	56.0	95.2	4.8		
特定任期付職員	100.0	100.0		100.0			

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全職員	
		令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
給料		円 322,715	円 325,722	円 351,777	円 355,051
扶養手当		9,539	10,041	9,577	9,925
管理職手当		8,324	8,361	5,899	5,973
地域手当		926	1,163	417	487
住居手当		7,072	6,722	7,309	6,990
その他		550	548	1,445	1,524
合計 (平均給与月額)		349,126	352,557	376,424	379,950

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18~24		264	193,405	31	181,503	98	174,469	393	187,744
25~29		435	220,335	20	216,605	86	214,324	541	219,242
30~34		419	256,764	17	246,629	33	246,933	470	255,609
35~39		329	296,900	20	292,860	65	288,928	414	295,453
40~44		379	346,849	25	338,448	94	339,106	498	344,966
45~49		439	374,544	29	366,700	161	368,858	629	372,727
50~54		407	394,940	33	388,755	209	387,411	649	392,200
55~59		471	415,043	48	388,975	177	400,012	696	409,423
60~									
合計		3,143	319,527	223	316,609	923	330,977	4,290	321,814
平均年齢		41.2		42.5		44.3		41.9	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
 2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 職 種		人 15,159	% 100.0	円 351,777	円 9,577	円 5,899	円 417	円 7,309	円 1,445	円 376,424
行 政 職	1	395	9.2	191,438	368		100	8,402	44	200,352
	2	524	12.2	215,692	1,387		771	14,152	88	232,090
	3	831	19.4	271,561	7,264		1,028	9,581	185	289,619
	4	1,149	26.8	357,067	13,356	129	839	5,272	542	377,205
	5	921	21.5	389,852	14,472	1,940	210	4,714	440	411,628
	6	133	3.1	400,426	14,816	60,450	5,319	3,496	1,805	486,312
	7	254	5.9	429,226	11,285	68,373	2,336	2,219	2,148	515,587
	8	66	1.5	456,211	5,311	94,000	1,347	2,045	4,546	563,460
	9	17	0.4	495,594	8,824	127,241	7,428	4,765	1,764	645,616
計	4,290	28.3	322,715	9,539	8,324	926	7,072	550	349,126	
研 究 職	1									
	2	71	30.9	251,024	1,824			13,413	1,267	267,528
	3	121	52.6	362,279	13,975		98	6,880	1,141	384,373
	4	35	15.2	410,554	15,815			3,620		429,989
	5	3	1.3	461,967	6,500			9,000		477,467
計	230	1.5	336,582	10,407		52	8,428	991	356,460	
医 療 職 (一)	1									
	2	2	14.3	421,600	3,250		67,976	13,500	306,950	813,276
	3	4	28.6	475,825	5,375		76,992	6,000	259,550	823,742
	4	8	57.1	572,225	5,188	98,762	108,188		99,125	883,488
計	14	0.1	523,164	4,964	56,436	93,530	3,643	174,650	856,387	
医 療 職 (二)	1									
	2	14	8.0	229,029				8,657	16,515	254,201
	3	31	17.7	257,042	1,823			11,842	14,322	285,029
	4	36	20.6	291,708	6,750			11,506	10,000	319,964
	5	74	42.3	375,130	11,736			3,535	5,757	396,158
	6	9	5.1	404,122	21,556	62,300		3,000	666	491,644
	7	11	6.3	431,673	6,591	67,300		9,091	2,727	517,382
計	175	1.2	330,407	8,197	7,434		7,378	8,556	361,972	
海 事 職	1									
	2	x	2.8	x	x	x	x	x	x	x
	3	8	22.2	295,013	13,625			13,000		321,638
	4	25	69.4	368,184	17,160			5,040		390,384
	5	x	2.8	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	2.8	x	x	x	x	x	x	x
計	36	0.2	353,089	16,319	1,544		6,981	834	378,767	

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
公 安 職		人	%	円	円	円	円	円	円	円
	1	118	5.8	201,203	564			2,996		204,763
	2	271	13.3	230,513	1,797			13,850	443	246,603
	3	478	23.4	277,456	12,686		607	11,934	1,649	304,332
	4	600	29.4	347,479	20,093		565	6,507	5,265	379,909
	5	346	17.0	394,374	23,116		69	4,531	6,947	429,037
	6	134	6.6	417,332	21,877		1,939	3,773	4,030	448,951
	7	32	1.6	432,728	14,828	54,519		844	6,562	509,481
	8	40	2.0	450,838	14,088	73,800	2,744		9,750	551,220
	9	20	1.0	471,330	9,350	91,860		1,350	16,500	590,390
計	2,039	13.5	324,181	15,119	3,204	502	7,770	3,895	354,671	
教 育 職 (一)	1	37	1.4	303,394	11,176			11,175		325,745
	2	2,340	88.4	386,548	9,408			7,447	192	403,595
	特2	129	4.9	446,152	16,907			3,944	233	467,236
	3	91	3.4	451,726	14,280	48,367		3,232	1,649	519,254
	4	51	1.9	473,051	9,069	67,796		3,157	2,352	555,425
	計	2,648	17.5	392,196	9,959	2,968		7,101	283	412,507
教 育 職 (二)	1									
	2	4,744	82.9	351,815	6,558			8,367	862	367,602
	特2	247	4.3	426,098	12,844			2,596	566	442,104
	3	387	6.8	426,168	12,624	45,800		3,496	3,388	491,476
	4	347	6.1	441,341	9,826	56,054		1,704	3,093	512,018
計	5,725	37.8	365,473	7,437	6,493		7,385	1,156	387,944	
特 定 任 期 付 職 員	1									
	2									
	3	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	4	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	5									
	6									
	7									
計	2	0.0	502,500						15,000	517,500

- (注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。
2 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
4 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		18						1	
3		5							
4		60							
5		13				1			
6		16	10			1	1		
7		4	20						
8		54	10					1	
9	7	20	48						
10		21	15						
11		9	14			1			1
12	6	59	10						2
13	13	14	56						6
14	2	18	7						4
15	1	11	27						3
16	9	74	13						
17	4	24	50						
18	1	19	9					1	
19	2	13	24					1	1
20	23	51	20					1	
21	1	3	41	5				2	
22	1		22	4				2	
23		2	17	7			1	2	
24	10	3	9	4					
25	2		45	5				2	
26	2		14	13				10	
27	1	2	15	9				9	
28	3	6	13	6				9	
29	138	1	35	13			10	12	
30	3	2	11	20			29	8	
31	7		11	11			67	3	
32	55	1	21	10			22	1	
33	5		39	18			9	1	
34	11		12	19			6		
35	2		11	16			16		
36	3		8	16			17		
37	17		30	24			6		
38	1		18	16			3		
39			11	29			9		
40	5		7	22			15		
41	7		12	22	4		10		
42			9	20	1	1	7		
43			3	16			5		
44	5		4	27	2		3		
45	8	1	7	20	1		9		
46	1		7	20	2	1	6		
47	2		1	22			2		
48	1		3	20	5				
49	4		5	15	3		1		
50	2		8	16	6	6			
51	1		1	24	8	17			
52	1		4	22	7	10			
53	5		5	29	8	34			
54	2		2	22	9	15			
55	1		1	18	12	15			
56	2		2	25	14	21			
57	2		1	24	7	8			
58			1	20	11	1			
59	1		1	20	7				
60	3		1	16	6	1			
61			3	19	11				
62	1			13	16				
63				16	9				
64	2		2	12	14				

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66				2	18	5			
67	2				13	12			
68			1		15	4			
69					16	15			
70			1		17	18			
71	1		1		8	18			
72					12	8			
73			1		11	21			
74					12	23			
75					6	6			
76	1		1		8	10			
77	1		1		5	27			
78					8	17			
79			2		13	13			
80	1		1		11	11			
81					13	11			
82			1		6	26			
83			1		7	21			
84	1				12	33			
85	1		1		15	23			
86			1		9	25			
87					9	19			
88					5	19			
89					5	23			
90					6	32			
91					12	40			
92	1		1		2	23			
93					3	22			
94			1		4	26			
95					7	25			
96					8	23			
97			1		6	25			
98					5	134			
99			1		5				
100					3				
101					2				
102					87				
103									
104			1						
105									
106									
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113			4						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	395	524	831	1,149	921	133	254	66	17

適用職員数	4,290人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
級	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8		3	1		
9					
10		1	6		
11					
12		3	3		
13		2	1		
14		1	4		
15		1			
16		2	2		
17		1	1		
18		3	5		
19					
20		3	1		
21		3			
22		5	5		
23			3		
24		5			1
25			1		1
26			2		
27		4			
28		5	1		
29		1	1		
30		3	2		
31			1		
32		2			
33			1		
34		3			
35		1	1		
36		2	1		
37		1	1	1	
38		2	3	4	
39			2	8	1
40		5		1	
41			1	1	
42			1		
43			1		
44		1			
45					
46			1		
47			1	1	
48			4		
49		2	1	6	
50			2	3	
51				3	
52		1	3	1	
53				2	
54			2	2	
55					
56			1	2	
57			1		
58					
59			2		
60			1		
61			1		
62			1		
63			2		
64			2		

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66			1		
67					
68					
69			1		
70					
71					
72			1		
73			4		
74			1		
75			1		
76					
77			1		
78					
79			1		
80			3		
81			1		
82			2		
83			1		
84			1		
85			1		
86					
87			2		
88					
89					
90			1		
91			1		
92			1		
93			19		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		71	121	35	3

適用職員数	230人
-------	------

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
10			1	
11				
12		1		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号	1級	2級	3級	4級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57		1		1
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65			1	6
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計		2	4	8

適用職員数	14人
-------	-----

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6			1				
7							
8							
9		1		1			
10							
11			4	1			
12		1	2				
13			2	3			
14					1		
15			8	2	2		
16		2	1				
17			2	2	1		
18			1		1		
19		3	5	3			
20		2	1	1			
21		1		1			
22		3			2		
23			2	3			
24							
25				1	1		
26					1		3
27		1		5	1		5
28					2		2
29				2	2		1
30					1		
31							
32					1		
33				2	2		
34				2			
35							
36							
37				3	1		
38				1			
39							
40					1		
41							
42					1	1	
43					2	1	
44							
45						1	
46							
47							
48					2	2	
49					1		
50					2	4	
51				1	1		
52							
53							
54							
55				1	1		
56					2		
57							
58					1		
59							
60					1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61			1				
62							
63							
64					2		
65					1		
66							
67			1		2		
68							
69					2		
70					1		
71							
72							
73							
74							
75					1		
76					2		
77					1		
78							
79							
80					3		
81							
82							
83							
84					1		
85							
86					3		
87							
88					2		
89							
90							
91							
92					2		
93				1	1		
94							
95					1		
96							
97					15		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		14	31	36	74	9	11

適用職員数	175人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23			1	1		
24			1			
25						
26						
27			1			
28			1			
29						
30						
31				1		
32			1			
33						
34				1		
35						
36						
37						
38						
39						
40				1		
41						
42						1
43						
44						
45				1		
46				1		
47						
48						
49						
50				1		
51						
52						
53						
54						
55						
56						

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		人	人	人	人	人	人
57					1		
58					1		
59							
60							
61							
62						1	
63							
64							
65			1				
66							
67							
68							
69				3			
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76					1		
77							
78					1		
79							
80					1		
81							
82							
83					1		
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91					2		
92							
93							
94					1		
95							
96					1		
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105					7		
人員計			1	8	25	1	1

適用職員数	36人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	20	1							
8		16							
9									
10	17	1							
11	13								
12		18							
13									
14	4	3							
15	5								
16	1	31	1						
17		1							
18			1	1					
19	2			1					
20		19	1						
21		3	9		2				
22		2	9		1				
23	28		1		3				
24		48	29		1				
25		2	8	7	1				
26	16	8	12	7	3				
27	3	5	3	3	1				
28	1	43	22	8	1				
29		6	5	3					
30	1	9	8	8	3				
31	1	3	5	5	2				3
32		32	16	1	2				8
33		5	11	6	4				2
34		1	10	9	5				2
35	2	3	4	5	6				
36	1		21	6	4				
37		2	12	3	2				2
38			14	10	3				
39			15	5	8				
40			19	9	2				
41			9	10	10	2			
42		2	14	12	7	1		2	1
43	1	1	12	8	12	1		3	
44		1	15	10	6	2		9	1
45			5	12	6	4		3	
46	1	1	5	3	6	2			
47			8	9	3	2			
48		2	13	9	7	3			1
49			12	15	7	1		6	
50			3	18	8	4		2	
51			13	17	6	3			
52		1	4	12	12	2	1	1	
53			10	9	3	1	5	4	
54			5	8	4	1	1		
55			6	14	1	3	11		
56	1		3	8	4		2	3	
57			8	9	3	2	5	1	
58			11	9	7		1		
59			5	14	4	2	3		
60			4	11	6	3			
61			7	8	2	3			
62			7	6	1	3			
63			4	9	7	4	1		1
64			4	10	4	3		1	1
65			5	6	7	3	1	3	
66			1	8	3	1			
67			5	9	4	4			
68			5	10	5	4			
69			2	7	5	4			
70			1	4	2	2			
71			3	8	4	1			
72			3	6	2	2			
73			1	4	5	1			
74			3	4	6	3			
75			1		4				
76			2	5	1	3			

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				2	7	5	2			
78				1	5	4	2			
79				2	4	4	1			
80				3	3	3				
81				1	3	3	1			
82				2	4	8	1			
83				1	3	3	1			
84				1	5	1	1			
85				2	5	4		1		
86				2	2	1		1		
87					3	3		7		
88					3	4		1		
89					5	3		5		
90					4	3		4		
91			1			4		3		
92				1	4	5		3		
93				1	3	5		21		
94					6	5				
95				1	2	1				
96					1	2				
97					2	37				
98				1	3					
99				1						
100					2					
101					1					
102					3					
103				1	5					
104					4					
105										
106					3					
107					4					
108					2					
109					2					
110					1					
111					3					
112					1					
113										
114										
115					2					
116					3					
117					7					
118					5					
119					3					
120					2					
121					2					
122					2					
123					4					
124					12					
125					6					
126					5					
127					3					
128					3					
129					15					
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計		118	271	478	600	346	134	32	40	20

適用職員数	2,039人
-------	--------

7 教育職給料表(一) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、
教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		17			
6					
7		1			
8		9			
9		8			
10		2			
11					
12		19			
13		7			
14		3			
15		2			
16		23			
17		15			
18		2			
19		3			
20		17			1
21		10			
22		4			
23		3			
24		22			
25		5			
26		9			4
27		6			3
28		12			3
29	1	10			1
30		6			2
31		9			2
32		18			4
33		11			6
34		6			3
35		7			5
36		32			2
37		6			15
38		10			
39		11			
40		17			
41	1	8			
42		12			
43		7			
44		21			
45		9			
46		7		1	
47		13			
48		19			
49		7			
50		6			
51		4			
52		12			
53	2	10		1	
54		3		1	
55		13		3	
56		16			
57		13		1	
58	2	9		3	
59		9		5	
60		13		5	
61		13	1	2	
62	1	10		2	
63		8		8	
64	1	19		11	
65	1	13		1	
66		9	1	1	
67	1	9		3	
68		9			
69		9		1	
70		14		2	
71		8	1	3	
72		23	1	4	
73		12	1	1	
74		22		1	
75		9			
76	1	16	2	1	
77		12	1	30	
78		14	3		
79	1	13	4		
80		27	3		

給 号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
81			14			
82	1		22	1		
83			11	1		
84	1		16	5		
85	2		14	4		
86			11	3		
87			14	2		
88			17	5		
89	1		7	6		
90	1		23	1		
91			14	3		
92			18	4		
93	1		11	3		
94	2		12	6		
95			15	8		
96	1		23	2		
97			14	4		
98	1		25	7		
99			14	9		
100	2		17	3		
101	1		13	6		
102	1		24	4		
103			19	3		
104			19	3		
105	1		17	2		
106	1		15	3		
107			10	1		
108			21	2		
109	1		28	1		
110			22	2		
111			19	1		
112	1		23	1		
113			13			
114			25			
115			19	3		
116			22			
117			18	2		
118			25			
119			16			
120	1		21			
121			23			
122			13			
123			17			
124			29			
125			18			
126			16			
127			16			
128			17			
129			14			
130			12			
131			13			
132			25			
133			12			
134			18			
135			25			
136	2		26			
137			16			
138	1		16			
139			29			
140			29			
141			17			
142			41			
143			54			
144			38			
145			34			
146	1		50			
147			81			
148			21			
149			24			
150			23			
151			11			
152			13			
153	1		26			
人員計		37	2,340	129	91	51

適用職員数	2,648人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

号給	級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		11			
8					
9					
10		3			
11		2			
12		5			
13		1			
14		3			
15		4			
16		2			
17		120			1
18		1			
19					1
20		111			25
21		28			29
22		14			29
23		7			15
24		105			14
25		24			28
26		14			26
27		4			20
28		99			15
29		29			19
30		15			27
31		10			10
32		105			14
33		26			11
34		14			9
35		19			7
36		93			7
37		17			40
38		29			
39		11			
40		98			
41		11			
42		22			
43		8			
44		86			
45		14			
46		19			
47		16			
48		89			
49		14			
50		19			
51		22			
52		53			
53		17			
54		29			
55		20			
56		51			
57		18			
58		25	1		
59		18			
60		60			
61		11			
62		12			
63		20			
64		41			1
65		9			3
66		23			1
67		21			3
68		44	2		1
69		16			5
70		17			2
71		25	1		1
72		37			4
73		17			6
74		22			15
75		20	1		32
76		40	1		24
77		21			11
78		21	7		22
79		25	11		35
80		29	4		26
81		18	4		12
82		26	2		10
83		26	4		17
84		25	6		18

給号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
85			26	5	6	
86			24	3	6	
87			31	2	18	
88			28	6	8	
89			29	6	10	
90			30	11	5	
91			17	4	10	
92			39	10	8	
93			19	5	67	
94			29	12		
95			22	7		
96			27	13		
97			24	19		
98			22	16		
99			16	20		
100			22	13		
101			31	6		
102			27	7		
103			26	8		
104			19	3		
105			24	7		
106			28	1		
107			13	2		
108			27	1		
109			21	1		
110			29	1		
111			11			
112			24	3		
113			28	1		
114			33	3		
115			27	3		
116			29	1		
117			23	3		
118			17			
119			13			
120			33			
121			22			
122			24			
123			15			
124			24			
125			32			
126			15			
127			18			
128			21			
129			24			
130			19			
131			18			
132			27			
133			30			
134			19			
135			31			
136			33			
137			35			
138			27			
139			23			
140			25			
141			18			
142			18			
143			29			
144			28			
145			21			
146			41			
147			32			
148			25			
149			22			
150			37			
151			49			
152			61			
153			34			
154			48			
155			81			
156			31			
157			44			
158			47			
159			119			
160			78			
161			78			
162			92			
163			57			
164			24			
165			59			
人員計			4,744	247	387	347

適用職員数	5,725人
-------	--------

9 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	1
4	1
5	
6	
7	

適用職員数 2 人

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	111				110					1	
研 究 職	5				5						
医 療 職 (二)	13				2	9	1	1			
海 事 職	2				1	1					
公 安 職	34				10	24					
教 育 職 (一)	192		190			2					
教 育 職 (二)	315		305			10					
再任用職員計	672										
60 歳	250										
61 歳	177										
62 歳	137										
63 歳	62										
64 歳	46										

その2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教 育 職 (一)	10		10			
再任用職員計	10					
60 歳	2					
61 歳	1					
62 歳	5					
63 歳	1					
64 歳	1					

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全 職 種			行 政 職		研 究 職		医療職(一)		医療職(二)		海 事 職		公 安 職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																					
17																					
18	22	17	5	5										12	5						
19	46	26	20	11	7									15	13						
20	54	27	27	6	11									20	7			1	9		
21	57	31	26	13	14									18	6						
22	318	151	167	65	58	2	2							37	19	3	10	44	78		
23	302	143	159	51	39	1	3							32	14	7	12	52	91		
24	373	201	172	74	39	5	1			3	2			45	11	11	24	63	95		
25	344	167	177	49	49	2				1	3			50	12	17	21	48	92		
26	370	192	178	62	52	10				1	2			42	12	19	16	58	96		
27	370	200	170	65	58	7	3			6	4	1		48	10	12	19	61	76		
28	363	189	174	61	47	8	1			3	8			42	5	15	22	60	91		
29	323	173	150	56	42	2	5			2	4	2	1	35	7	18	20	58	71		
30	353	207	146	63	49	1	5			4	2			45	4	29	24	65	62		
31	324	189	135	56	43	6	2		1	1	3			58	9	16	23	52	54		
32	329	194	135	56	45	2	3			4				62	8	18	27	52	52		
33	332	207	125	60	35	6	4	1			4		1	59	6	24	24	57	51		
34	255	168	87	46	17	5	5			3	3	1		61	1	17	13	35	48		
35	257	160	97	55	27	5	1	1		1	2			49	2	14	15	35	50		
36	293	175	118	54	23	5	1			2	2	1		67	7	18	21	28	64		
37	283	161	122	53	35	5	1			4	3	1		49	2	15	24	34	57		
38	294	180	114	49	24	2	1			1	4			73	5	25	21	30	59		
39	305	179	126	63	31	4	2			2	1	1		62	4	21	33	26	55		
40	292	184	108	59	24	3	1		1	1	1			69	2	20	25	32	54		
41	362	235	127	69	31	3	3			4	2			73	7	42	33	44	51		
42	357	216	141	67	36	6	2			1	3			70	7	31	34	41	59		
43	341	210	131	82	25	2				3				42	2	42	35	39	69		
44	350	211	139	79	26		2			3	1	3		39	3	40	33	47	74		
45	338	206	132	79	29	4					3	3		48	3	38	32	34	65		
46	409	243	166	89	36	3				2	3	3		39	2	46	51	61	74		
47	460	274	186	92	40	8				1	2	2		49	4	52	53	69	87	1	
48	477	286	191	108	44	5		1		2	3	2		35	3	68	52	65	89		
49	426	239	187	73	39	3				1	2	1		41	1	55	54	65	91		
50	467	279	188	110	32	8				4	4	1		35	1	53	43	68	108		
51	445	257	188	72	43	7	1		2	2	4	3		35		58	37	80	101		
52	516	340	176	103	33	9	2			5	2			38	1	72	35	113	103		
53	530	325	205	105	31	4	1			4		2		34	1	77	34	99	138		
54	508	327	181	101	19	9				2	1	1		26		82	38	106	123		
55	541	352	189	85	31	7				2	2	1		30		99	36	128	120		
56	570	371	199	114	22	9	1			3	3	2		24	1	94	34	125	138		
57	597	405	192	115	26	5				3	2	1		28		92	40	161	124		
58	612	422	190	123	24	3		2		4	3	2		56		83	21	149	142		
59	588	395	193	127	29	1				1	1			40		90	26	136	137		
60以上	6	6						5												1	
合 計	15,159	9,120	6,039	2,925	1,365	177	53	10	4	86	89	34	2	1,832	207	1,533	1,115	2,521	3,204	2	

第9表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該当職員数	うち	うち	うち
			扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1	人	2,358	964	1,248	146
2	人	2,331	870	2,273	84
3	人	1,556	1,035	1,551	42
4	人	516	456	516	20
5	人	66	59	66	5
6	人以上	5	4	5	
計		6,832	3,388	5,659	297

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,250円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり平均手当月額
受給者	人 12	人 6	人 79	人 8	人 125	人 74	人 280	人 130	人 430	人 363	人 1,507	円 59,338

第11表 住居手当の支給状況

区分	職員数	受給者					配偶者の居住する借家・間		職員1人当たり平均手当月額
		受給者数			受給者1人当たり平均手当月額	受給者数	受給者1人当たり平均手当月額		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者					
給料表									
全職種	人 15,159	人 4,411	人 22	人 2,006	人 2,383	円 25,113	人 2	円 10,000	円 7,309
行政職	4,290	1,219	5	571	643	24,884	1	6,500	7,072
研究職	230	80	1	42	37	24,231			8,428
医療職(一)	14	2		1	1	25,500			3,643
医療職(二)	175	51		20	31	25,316			7,378
海事職	36	10		4	6	25,130			6,981
公安職	2,039	621	2	251	368	25,512			7,770
教育職(一)	2,648	741	2	301	438	25,375			7,101
教育職(二)	5,725	1,687	12	816	859	25,053	1	13,500	7,385
特定任期付職員	2								

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
全職種	15,159	337	500		33	9,951	252	444	1,063	2,579
行政職	4,290	266	399		24	1,817	55	252	483	994
研究職	230	1				174	3	4	31	17
医療職(一)	14	1	1			4			4	4
医療職(二)	175	7	11			103		3	31	20
海事職	36					31		2	1	2
公安職	2,039	44	74		5	786	188	176	16	750
教育職(一)	2,648	12	10		3	2,074	3	3	306	237
教育職(二)	5,725	6	4		1	4,961	3	4	191	555
特定任期付職員	2		1			1				
比率 (全職種)	100.0	2.2	3.3		0.2	65.6	1.7	2.9	7.0	17.0
		5.7				70.2				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均手当 月額
		計	交通機 関利 用	交通用 具使 用	交通機 関交 通用 具併 用	計	交通機 関利 用	交通用 具使 用	交通機 関交 通用 具併 用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全職種	15,159	12,580	870	10,647	1,063	14,883	13,009	9,716	68,167	12,351
行政職	4,290	3,296	689	2,124	483	20,222	13,096	11,537	68,581	15,536
研究職	230	213	1	181	31	21,613	6,018	13,042	72,157	20,015
医療職(一)	14	10	2	4	4	37,755	15,259	20,975	65,784	26,968
医療職(二)	175	155	18	106	31	24,724	17,244	12,526	70,773	21,898
海事職	36	34		33	1	9,091		6,699	88,043	8,586
公安職	2,039	1,289	123	1,150	16	6,418	9,772	5,750	28,652	4,057
教育職(一)	2,648	2,411	25	2,080	306	18,983	25,212	11,479	69,483	17,284
教育職(二)	5,725	5,170	11	4,968	191	11,102	9,914	8,949	67,196	10,026
特定任期付職員	2	2	1	1		6,624	6,647	6,600		6,624

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
全 職 種	人 25	人 151	人 165	人 193	人 86	人 75	人 55	人 19	人 29	人 7	人 3	人 5	人 2		人 2	人
行 政 職	17	117	127	154	72	63	48	16	19	6	3	3	2		2	
研 究 職			1													
医 療 職 (一)							1	1								
医 療 職 (二)		4	2	2	1	2	1	1	2			1				
海 事 職																
公 安 職	6	26	29	30	9	8	5	1	6							
教 育 職 (一)	1	4	1	5	2	1			2	1						
教 育 職 (二)	1		4	2	2	1						1				
特定任期付職員			1													

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ~	36,000 ~	38,000 ~	40,000 ~	42,000 ~	44,000 ~	46,000 ~	48,000 ~	50,000 ~	52,000 ~	54,000 ~	56,000 ~	58,000 ~	60,000 ~	62,000 ~	64,000 ~	65,000 ~	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	1	1	3			1			3	1	8				34	870
		1	1	2			1			2		5				28	689
																	1
																	2
												1				1	18
										1	1	1					123
	1			1								1				5	25
																	11
																	1

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	種 類	距離 (km)								
		2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～	35～
全職種	自動車等	人 1,764	人 2,061	人 1,377	人 1,523	人 1,102	人 604	人 528	人 457	人 298
	自転車等	282	122	29	11					
	高速道路等計	2,046	2,183	1,406	1,534	1,102	604	529	457	307
行政職	自動車等	237	335	223	238	219	98	116	123	80
	自転車等	153	81	12	6					
	高速道路等計	390	416	235	244	219	98	116	123	82
研究職	自動車等	18	25	36	16	16	6	4	22	16
	自転車等	1	2	1						
	高速道路等計	19	27	37	16	16	6	4	22	16
医療職(一)	自動車等	1							1	1
	自転車等									
	高速道路等計	1							1	1
医療職(二)	自動車等	10	21	7	7	17	14	9	7	7
	自転車等	1	2							
	高速道路等計	11	23	7	7	17	14	9	7	7
海事職	自動車等	4	8	5	7	1		2		1
	自転車等	1	1							
	高速道路等計	5	9	5	7	1		2		1
公安職	自動車等	290	180	126	198	74	38	26	21	8
	自転車等	124	33	15	4					
	高速道路等計	414	213	141	202	74	38	26	21	8
教育職(一)	自動車等	322	349	234	283	279	143	118	121	88
	自転車等	1	1	1						
	高速道路等計	323	350	235	283	279	143	119	121	95
教育職(二)	自動車等	882	1,143	745	774	496	305	253	162	97
	自転車等	1	2		1					
	高速道路等計	883	1,145	745	775	496	305	253	162	97
特定任期付職員	自動車等			1						
	自転車等									
	高速道路等計			1						

- (注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	計
人 162	人 148	人 85	人 35	人 27	人 14	人 5	人 3	人 2	人 8	人 10,203 444
45 207	112 260	168 253	144 179	75 102	78 92	86 91	61 64	31 33	115 123	925 11,572
59	67	26	17	18	6	2	2	1	5	1,872 252
5	28	72	63	23	40	43	35	18	60	389
64	95	98	80	41	46	45	37	19	65	2,513
9	8	1								177 4
1	2	3	6	4	3	3	4	2	3	31
10	10	4	6	4	3	3	4	2	3	212
		1								4
	1					1			1	3
	1	1				1			1	7
	1	1	1		1					103 3
	1	7	7	3	2	4	2		3	29
	2	8	8	3	3	4	2		3	135
2	1									31 2
									1	1
2	1								1	34
4	4	3	2							974 176
2		2		1	1					6
6	4	5	2	1	1					1,156
50	38	32	9	5	5				1	2,077 3
24	51	50	44	26	19	18	13	8	29	290
74	89	82	53	31	24	18	13	8	30	2,370
38	29	21	6	4	2	3	1	1	2	4,964 4
13	29	34	24	18	13	17	7	3	18	176
51	58	55	30	22	15	20	8	4	20	5,144
										1
										1

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	97	112	97	65	2	1	2	11	3	390
行 政 職	9	15	16	20	2	1	1	8	1	73
研 究 職										
医 療 職 (一)										
医 療 職 (二)				1						1
海 事 職							1			1
公 安 職	76	84	66	26				1		253
教 育 職 (一)	5	6	4	9				1		25
教 育 職 (二)	7	7	11	9				1	1	36
特定任期付職員									1	1

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均 使用日数	平均 使用率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	37.2	234	273	740	1,128	1,531	1,771	1,782	1,715	1,645	1,432	1,296	657	297	178	85	42	16	13	7	5	7		14,854	12.1	32.5
行 政 職	37.2	103	44	140	218	352	404	474	502	493	471	472	265	94	65	28	16	6	2	4	4	3		4,160	13.1	35.4
研 究 職	37.1	6	3	4	11	18	23	24	28	25	23	29	14	6	2	4			1					221	13.3	36.1
医療職（一）	38.4	4		1		2	1	1		1	1	1												12	7.0	18.6
医療職（二）	37.2	5		7	17	13	16	33	25	22	15	10	9	5	1									178	11.6	31.9
海 事 職	38.2	4					2		1	1	1	15	5	1										30	15.6	41.6
公 安 職	38.4	12	23	32	84	142	182	204	236	314	276	240	105	68	37	14	8	4	2	1		3		1,987	14.0	36.5
教育職（一）	37.2	61	42	141	181	245	306	319	304	307	277	269	145	51	29	21	13	2	4	1				2,718	12.3	33.3
教育職（二）	37.0	39	161	415	617	759	837	727	619	482	368	259	114	72	44	18	5	3	5	1	1	1		5,547	10.2	28.1
特定任期付職員	20.2											1												1	18.7	93.6

(注) 令和3年4月1日現在に在職する職員（令和2年12月31日の時点で在職していた職員に限る。）の令和2年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院及び他の都道府県等の人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 381事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他職種32職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により11層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係206人（行政職に相当する調査実人員196人）、初任給関係以外の調査職種4,673人（行政職に相当する調査実人員4,455人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、13,900人であり、行政職に相当するものは13,505人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	124 事業所	38 事業所	59 事業所	27 事業所
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	14	4	5	5
製 造 業	51	19	23	9
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	21	8	9	4
卸 売 業、小 売 業	9	1	8	-
金 融・保 険 業、 不 動 産・物 品 賃 貸 業	5	2	3	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	24	4	11	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が12所あった。
- 2 調査対象事業所138事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた136所に占める調査完了事業所124所の割合（調査完了率）は、91.2%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 員	大 学 卒	192,410 円	202,447 円	188,716 円	175,893 円
	短 大 卒	172,680	182,197	167,675	161,209
	高 校 卒	158,056	164,420	153,734	151,991
新 技 術 者	大 学 卒	198,252	206,930	191,100	187,478
	短 大 卒	175,553	183,133	167,739	170,390
	高 校 卒	164,818	170,890	156,729	156,205
計	大 学 卒	195,259	204,525	189,731	180,426
	短 大 卒	173,867	182,392	167,697	164,547
	高 校 卒	161,725	168,358	155,102	153,906

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
- 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は188,700円、中級試験で採用された職員の初任給は168,900円、初級試験で採用された職員の初任給は154,900円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	47.8	664,459		664,459	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	3	47.8	664,459		664,459		
	短 大 卒							
	高 校 卒							
	中 学 卒							
	工 場 長	4	56.7	571,998		571,998		構成員50人以上の工場 の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒							
	高 校 卒	3	56.7	459,941		459,941		
	中 学 卒							
	事 務 部 長	131	53.4	541,386	8,085	533,301		2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	93	52.7	561,973	7,491	554,482		
	短 大 卒	6	52.7	496,722	1,084	495,638		
	高 校 卒	32	55.1	495,393	11,073	484,320		
	中 学 卒							
	技 術 部 長	55	51.0	606,824	14,431	592,393		同 上
	大 学 卒	37	51.1	662,342	8,901	653,441		
	短 大 卒	3	54.2	586,501	39,376	547,125		
	高 校 卒	15	50.2	492,962	21,883	471,079		
	中 学 卒							
事 務 部 次 長	71	50.9	598,033	1,861	596,172	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等 と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）		
大 学 卒	66	51.0	602,133	1,982	600,151			
短 大 卒	2	49.5	472,088		472,088			
高 校 卒	3	49.6	604,802		604,802			
中 学 卒								
技 術 部 次 長	14	49.5	536,069	16,904	519,165	同 上		
大 学 卒	8	49.4	544,557		544,557			
短 大 卒	x	x	x	x	x			
高 校 卒	5	48.6	546,802	62,383	484,419			
中 学 卒								
事 務 課 長	253	49.2	513,019	6,941	506,078	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職		
大 学 卒	170	48.2	538,987	8,097	530,890			
短 大 卒	13	48.8	455,435	440	454,995			
高 校 卒	70	52.0	448,655	4,884	443,771			
中 学 卒								

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	182	48.9	508,505	13,410	495,095	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	89	49.0	529,436	15,930	513,506	
	短 大 卒	29	49.3	577,780	10,552	567,228	
	高 校 卒	63	48.5	456,918	11,351	445,567	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 課 長 代 理	138	44.0	489,195	57,205	431,990	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	114	42.9	498,295	64,560	433,735	
	短 大 卒	10	49.5	420,281	22,559	397,722	
	高 校 卒	14	51.9	445,607	3,151	442,456	
	中 学 卒						
	技 術 課 長 代 理	49	44.7	463,090	61,301	401,789	同 上
	大 学 卒	20	43.4	466,884	79,006	387,878	
	短 大 卒	6	43.3	445,927	59,488	386,439	
	高 校 卒	23	46.2	464,238	46,428	417,810	
	中 学 卒						
	事 務 係 長	371	44.0	376,440	38,353	338,087	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	201	41.9	394,491	43,892	350,599	
	短 大 卒	38	44.5	354,186	35,353	318,833	
	高 校 卒	131	47.4	351,783	30,125	321,658	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 係 長	246	44.9	471,221	69,440	401,781	同 上
	大 学 卒	111	40.3	469,656	79,151	390,505	
	短 大 卒	41	50.0	483,082	68,353	414,729	
	高 校 卒	93	48.7	468,983	56,611	412,372	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	260	41.9	332,242	30,815	301,427	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所において、職能資 格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	133	39.6	342,729	30,710	312,019	
	短 大 卒	25	41.2	302,861	32,470	270,391	
高 校 卒	100	45.1	326,529	30,795	295,734		
中 学 卒	2	51.8	270,067	17,742	252,325		
技 術 主 任	259	45.2	449,800	81,658	368,142	同 上	
大 学 卒	81	44.2	381,565	74,126	307,439		
短 大 卒	38	43.7	421,892	80,413	341,479		
高 校 卒	140	46.2	491,405	85,802	405,603		
中 学 卒							
事 務 係 員	1,283	36.4	289,073	30,561	258,512		
大 学 卒	622	34.6	308,941	33,122	275,819		
短 大 卒	145	37.9	261,679	19,855	241,824		
高 校 卒	515	38.2	272,177	30,586	241,591		
中 学 卒	x	x	x	x	x		

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,136	38.5	353,114	61,086	292,028	
	大 学 卒	448	35.7	359,314	72,150	287,164	
	短 大 卒	183	40.4	370,909	61,247	309,662	
	高 校 卒	503	40.0	343,229	52,701	290,528	
	中 学 卒	2	52.1	219,422	28,331	191,091	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	47.8	664,459		664,459	行政職 9級
	大 学 卒	3	47.8	664,459		664,459	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長	2	57.0	734,168		734,168	同 上
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒						
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒						
	事 務 部 長	42	54.2	566,078	4,359	561,719	同 上
	大 学 卒	31	53.9	606,666	5,966	600,700	
	短 大 卒	3	51.8	512,391		512,391	
	高 校 卒	8	56.3	436,367		436,367	
	中 学 卒						
技 術 部 長	29	51.9	728,704	609	728,095	同 上	
大 学 卒	25	51.4	741,313	711	740,602		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	3	55.4	611,474		611,474		
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	41	51.1	646,169		646,169	行政職 9級
	大学卒	39	51.2	647,627		647,627	
	短大卒						
	高校卒	2	50.0	596,400		596,400	
	中学卒						
	技術部次長	4	50.5	703,667		703,667	同 上
	大学卒	3	49.7	708,967		708,967	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務課長	172	49.0	539,696	6,447	533,249	行政職 7級、8級
	大学卒	125	48.3	561,576	6,623	554,953	
	短大卒	6	48.8	449,808	916	448,892	
	高校卒	41	51.6	466,350	6,680	459,670	
	中学卒						
	技術課長	95	48.8	581,797	11,396	570,401	同 上
	大学卒	47	48.3	584,307	14,790	569,517	
	短大卒	21	50.1	659,163	9,257	649,906	
	高校卒	27	48.8	529,172	6,797	522,375	
	中学卒						
	事務課長代理	113	42.9	507,512	65,272	442,240	行政職 5級、6級
	大学卒	101	42.3	509,739	69,122	440,617	
	短大卒	4	46.1	449,123	43,796	405,327	
	高校卒	8	52.5	508,852	4,034	504,818	
中学卒							
技術課長代理	35	44.0	464,857	62,389	402,468	同 上	
大学卒	18	43.8	474,280	75,353	398,927		
短大卒	6	43.3	445,927	59,488	386,439		
高校卒	11	44.6	459,645	42,300	417,345		
中学卒							
事務係長	187	43.0	402,576	47,737	354,839	行政職 3級、4級	
大学卒	106	40.4	416,286	58,966	357,320		
短大卒	12	42.7	332,563	24,953	307,610		
高校卒	68	48.5	388,904	30,371	358,533		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係長	147	44.9	522,947	74,423	448,524	同 上	
大学卒	72	39.0	501,741	84,376	417,365		
短大卒	23	52.9	553,115	60,581	492,534		
高校卒	52	51.4	545,921	63,504	482,417		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	43	41.6	407,979	40,139	367,840	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	24	40.3	410,522	35,148	375,374	
	短 大 卒	19	43.8	403,606	48,718	354,888	
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	技 術 主 任	91	46.2	555,165	101,241	453,924	同 上
	大 学 卒	3	33.0	485,466	91,926	393,540	
	短 大 卒	10	44.2	564,110	115,860	448,250	
	高 校 卒	78	47.0	556,444	99,560	456,884	
	中 学 卒						
	事 務 係 員	647	36.7	312,817	37,506	275,311	行政職 1級
	大 学 卒	332	35.0	331,127	40,196	290,931	
	短 大 卒	65	37.3	276,188	22,687	253,501	
	高 校 卒	250	38.8	297,829	38,249	259,580	
中 学 卒							
技 術 係 員	707	39.2	372,567	66,126	306,441	同 上	
大 学 卒	261	35.9	379,250	80,421	298,829		
短 大 卒	124	42.1	397,642	64,536	333,106		
高 校 卒	322	40.6	360,636	56,685	303,951		
中 学 卒							

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長						行政職 7級、8級
	大 学 卒						
	短 大 卒						
高 校 卒							
中 学 卒							
工 場 長	2	56.5	430,890		430,890	同 上	
大 学 卒							
短 大 卒	2	56.5	430,890		430,890		
高 校 卒							
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	85	52.8	530,960	10,901	520,059	行政職 7級、8級
	大学卒	59	51.9	538,791	9,079	529,712	
	短大卒	3	53.7	481,552	2,134	479,418	
	高校卒 中学校卒	23	54.6	520,826	16,294	504,532	
	技術部長	25	50.2	482,525	30,140	452,385	同 上
	大学卒	12	50.5	497,905	25,954	471,951	
	短大卒	2	54.3	474,674	64,094	410,580	
	高校卒 中学校卒	11	49.2	469,527	29,245	440,282	
	事務部次長	29	50.1	507,883	5,687	502,196	同 上
	大学卒	26	50.3	507,911	6,531	501,380	
	短大卒	2	49.5	472,088		472,088	
	高校卒 中学校卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	9	48.4	470,848	26,784	444,064	同 上
	大学卒	4	47.8	439,494		439,494	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学校卒	4	47.4	522,511	74,349	448,162	
	事務課長	67	49.4	446,108	6,638	439,470	行政職 5級、6級
	大学卒	35	47.7	452,150	11,346	440,804	
	短大卒	7	48.8	460,628		460,628	
	高校卒 中学校卒	25	51.7	434,448	2,915	431,533	
技術課長	73	48.9	447,844	14,981	432,863	同 上	
大学卒	38	49.7	471,825	15,472	456,353		
短大卒	7	47.1	416,083	1,781	414,302		
高校卒 中学校卒	27	48.5	427,118	18,119	408,999		
	x	x	x	x	x		
事務課長代理	19	51.0	367,810	8,877	358,933	行政職 4級	
大学卒	11	49.5	364,193	14,701	349,492		
短大卒	3	54.6	369,335		369,335		
高校卒 中学校卒	5	51.6	374,118	2,621	371,497		
技術課長代理	x	x	x	x	x	同 上	
大学卒							
短大卒 高校卒 中学校卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	149	44.9	354,738	31,909	322,829	行政職 3級
	大 学 卒	79	43.8	363,896	26,583	337,313	
	短 大 卒	23	45.2	364,442	42,887	321,555	
	高 校 卒	47	46.5	335,948	34,715	301,233	
	中 学 卒						
	技 術 係 長	80	44.9	365,778	58,089	307,689	同 上
	大 学 卒	34	44.0	369,371	57,178	312,193	
	短 大 卒	15	47.6	378,887	74,995	303,892	
	高 校 卒	30	44.3	355,005	49,489	305,516	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事 務 主 任	180	42.7	325,177	32,418	292,759	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	92	40.5	333,203	33,239	299,964	
	短 大 卒	19	41.7	303,213	41,313	261,900	
	高 校 卒	68	46.1	321,122	29,023	292,099	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 主 任	124	46.6	380,797	73,493	307,304	同 上
	大 学 卒	66	46.5	390,073	75,387	314,686	
	短 大 卒	19	46.7	354,252	72,545	281,707	
	高 校 卒	39	46.8	376,299	70,768	305,531	
	中 学 卒						
	事 務 係 員	516	35.7	257,542	21,893	235,649	行政職 1級
	大 学 卒	250	34.1	272,977	22,437	250,540	
	短 大 卒	69	38.5	247,759	17,442	230,317	
	高 校 卒	196	36.9	241,742	22,798	218,944	
中 学 卒	x	x	x	x	x		
技 術 係 員	335	37.1	297,509	48,225	249,284	同 上	
大 学 卒	159	36.0	313,418	52,621	260,797		
短 大 卒	42	36.7	295,924	54,579	241,345		
高 校 卒	133	38.5	279,658	40,680	238,978		
中 学 卒	x	x	x	x	x		

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳				行政職 6級、7級
工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						同 上
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	4	53.8	467,847		467,847	同 上
	3	53.0	463,764		463,764	
技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	x	x	x	x	x	同 上
	x	x	x	x	x	
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	x	x	x	x	x	同 上
	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	x	x	x	x	x	同 上
	x	x	x	x	x	
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	14	51.1	427,620	14,407	413,213	行政職 5級
	10	48.6	449,500	20,169	429,331	
	4	57.5	372,920		372,920	
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	14	48.9	398,284	16,843	381,441	同 上
	4	50.0	455,190	29,609	425,581	
	x	x	x	x	x	
	9	48.1	367,193	4,442	362,751	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	6	49.0	412,612	7,695	404,917	行政職 4級	
	大学卒	2	47.0	409,487	10,687	398,800		
	短大卒	3	50.0	421,899	8,266	413,633		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	13	46.7	467,358	59,413	407,945	同 上	
	大学卒	2	40.5	404,041	110,041	294,000		
	短大卒	11	47.8	478,870	50,207	428,663		
	事務係長	35	45.1	330,471	17,040	313,431	行政職 3級	
		大学卒	16	43.6	374,702	14,947		359,755
		短大卒	3	47.0	370,380	25,647		344,733
		高校卒	16	46.4	278,756	17,520		261,236
	技術係長	19	44.3	368,272	63,636	304,636	同 上	
		大学卒	5	45.4	395,468	96,504		298,964
		短大卒	3	37.7	391,232	100,176		291,056
		高校卒	11	45.5	349,649	38,731		310,918
	事務主任	37	38.7	296,209	16,278	279,931	行政職 2級 (一部は3級)	
		大学卒	17	34.8	307,246	13,674		293,572
		短大卒	6	39.8	301,903	8,355		293,548
		高校卒	13	42.1	280,150	22,176		257,974
	技術主任	44	39.6	380,033	57,337	322,696	同 上	
		大学卒	12	35.8	314,178	63,529		250,649
		短大卒	9	38.2	344,288	46,864		297,424
		高校卒	23	42.1	428,379	58,204		370,175
	事務係員	120	36.9	233,478	12,294	221,184	行政職 1級	
大学卒		40	33.0	248,199	9,644	238,555		
短大卒		11	40.5	209,513	8,013	201,500		
高校卒		69	38.6	228,765	14,513	214,252		
技術係員	94	33.1	268,387	33,551	234,836	同 上		
	大学卒	28	31.1	272,298	38,776		233,522	
	短大卒	17	31.3	267,180	41,162		226,018	
	高校卒	48	34.5	268,336	28,506		239,830	
中 学 卒	x	x	x	x	x			

その2 その他の職種
企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手						見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用 自動車運転手							
	守 衛							
	用 務 員							
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長						構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。）	
	研究部(課)長	8	48.1	575,514		575,514	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長	
	研究室(係)長	7	42.7	500,907	49,510	451,397	構成員3人以上の室(係)の長	
	主任 研究員	16	38.8	436,594	27,505	409,089	下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。）	
	研 究 員 研究補助員	18	31.6	318,701	38,357	280,344		
教 育 関 係 職 種	大 学	学 部 長	12	59.7	818,263		818,263	
		教 授	58	54.3	603,704		603,704	
		准 教 授	50	47.1	509,622		509,622	
		講 師	23	41.2	413,116		413,116	
		助 教	2	37.0	355,988		355,988	
		助 手						

職 種 名			調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
					きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教育関係職種	高等学校	校長 教頭 教諭	24	46.9	389,528	9,953	379,575	

その3 再雇用者
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長・工場長						その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	5	62.7	587,411	2,865	584,546	
	事務・技術部次長	2	61.5	401,486	107,000	294,486	
	事務・技術課長	6	61.2	475,500		475,500	
	事務・技術課長代理	3	61.0	518,932	72,009	446,923	
	事務・技術係長	15	63.2	310,174	29,105	281,069	
	事務・技術主任	2	61.2	318,453	13,633	304,820	
	事務・技術係員	156	62.5	250,741	11,953	238,788	

第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	26.2	(31.6)	(68.4)	(-)	73.8
	500人以上	34.5	(24.0)	(76.0)	(-)	65.5
	100人以上 500人未満	28.7	(43.8)	(56.2)	(-)	71.3
	100人未満	11.1	(0.0)	(100.0)	(-)	88.9
高 校 卒	規 模 計	22.7	(38.0)	(62.0)	(-)	77.3
	500人以上	34.5	(17.4)	(82.6)	(-)	65.5
	100人以上 500人未満	21.2	(51.7)	(48.3)	(-)	78.8
	100人未満	11.1	(66.7)	(33.3)	(-)	88.9

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		84.5%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(89.3%)
家 族 手 当 制 度 が な い		15.5%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,385円
	配 偶 者 と 子 1 人	17,573円
	配 偶 者 と 子 2 人	22,652円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第23表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する		在宅勤務手当を 支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
36.4	(17.9)	(82.1)	63.6		

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
19.0 %	81.0 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級(非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 61.7	% 38.3	% 56.2	% 43.8	% 54.1	% 45.9
500人以上	62.3	37.7	49.9	50.1	49.7	50.3
100人以上 500人未満	61.1	38.9	57.2	42.8	55.5	44.5
100人未満	62.0	38.0	63.0	37.0	57.5	42.5

3 生計費及び労働経済関係

令和3年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（大分市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算定したものに、全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第25表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,050円	38,550円	45,020円	51,500円	57,970円
住居関係費	38,670	47,090	40,550	34,010	27,470
被服・履物費	5,380	6,050	7,580	9,110	10,640
雑費Ⅰ	13,620	29,410	36,450	43,490	50,550
雑費Ⅱ	7,940	23,400	22,890	22,370	21,850
計	89,660	144,500	152,490	160,480	168,480

第26表 労働経済指標

項目		年 月	令和2年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和3年 1 月	2 月	3 月	4 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月査)	大分県	① きまって支給する給与 (調査) 産業計	金額(千円)	260.6	253.6	256.6	256.9	256.7	256.5	260.6	259.7	259.2	249.5	250.8	254.7	257.1	
			前年同月比(%)	2.3	1.2	1.6	3.1	3.0	1.8	2.6	3.6	2.4	△ 3.5	△ 3.1	△ 2.4	△ 1.4	
		うち所定内給与	金額(千円)	242.1	238.4	240.5	240.0	238.0	238.6	241.4	240.1	239.1	239.1	228.6	229.9	234.6	235.7
			前年同月比(%)	3.4	2.9	3.6	4.2	3.6	3.0	3.6	4.0	3.0	△ 3.9	△ 3.5	△ 2.5	△ 2.7	
		うち一般労働者	前年同月比(%)	4.4	3.5	3.5	4.4	4.2	4.1	4.5	4.1	3.7	△ 3.7	△ 3.4	△ 2.4	△ 2.7	
		② 総実労働時間数 (調査) 産業計	時間数(時間)	149.3	135.4	148.2	150.8	141.2	145.5	154.3	148.6	148.0	148.0	141.8	140.3	152.0	155.1
	うち所定外労働時間数	時間数(時間)	9.1	7.4	8.5	9.8	9.2	9.9	10.4	10.4	10.7	10.7	10.8	10.7	11.4	11.8	
	全国	③ きまって支給する給与 (調査) 産業計	金額(千円)	295.7	287.2	290.9	292.7	291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3	
			前年同月比(%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	
		うち所定内給与	金額(千円)	272.9	268.6	272.2	272.2	269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9
前年同月比(%)			△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1		
うち一般労働者		前年同月比(%)	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.2	0.7	0.4		
④ 総実労働時間数 (調査) 産業計		時間数(時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4		
うち所定外労働時間数	時間数(時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1			
生計費 (総務省)	⑤ 消費支出 (二人以上の世帯の) うち勤労者世帯	大分市	金額(千円)	262.1	307.0	310.1	316.0	322.7	300.3	281.0	273.2	274.1	262.5	243.9	349.2	236.4	
			前年同月比(%)	△ 3.7	△ 0.4	18.3	22.6	21.6	9.5	11.4	△ 5.2	△ 4.5	△ 6.1	△ 7.6	5.0	△ 9.8	
		全国	金額(千円)	303.6	280.9	298.4	288.6	304.5	304.2	312.3	305.4	333.8	297.6	280.8	344.1	338.6	
			前年同月比(%)	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	
物価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.4	0.3	0.4	0.8	0.6	0.2	0.1	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.1	0.2	△ 0.3	
		全国	前年同月比(%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	
雇 用	⑦ 常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	
	⑧ 完全失業率(総務省)		(%)	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	
	⑨ 有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、平成27年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。